事 務 連 絡 平成21年2月5日

各国立大学法人

中期目標・中期計画担当理事 殿

文部科学省高等教育局国立大学法人支援課長 永 山 賀 久

「国立大学法人の組織及び業務全般の見直しに関する視点」について

国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第35条において、文部科学大臣は、国立大学法人の中期目標期間終了時に、組織及び業務の全般にわたる検討を行い、所要の措置を講じるものとされています。

これに先立って、今般、国立大学法人の組織及び業務全般の見直しに関し、国立 大学法人評価委員会において専門的な観点から議論をいただき、別添資料(「視点」) がとりまとめられましたので送付いたします。

なお、今後、文部科学省において「視点」を踏まえ組織及び業務全般の見直し内容を作成し、6月を目途に文部科学大臣から各法人にお示しする予定ですので、念のため申し添えます。

## 【本件連絡先】

文部科学省 高等教育局 国立大学法人支援課 桐生、田中、荒川 03-5253-4111 (内3759,3760)